

審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 審査担当
内線番号	4791

No.	項目	内容
①	処分名	特定毒物研修者の許可に係る処分
②	法令名	毒物及び劇物取締法
③	法令番号	昭和25年法律第303号
④	根拠条項	第6条の2第1項
⑤	処分権者	保健所長
⑥	法令の定め	(特定毒物研究者の許可) 第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その主たる研究所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。
⑦	審査基準	●毒物及び劇物取締法第6条の2第2項及び第3項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から25日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から25日以内
⑫	問合せ	薬務課 審査担当(075-414-4791)
⑬	備考	各保健所で受付・処理(京都市内は京都市役所)